

仙台市議会交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、仙台市議会における交際費の支出及び情報の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(支出の範囲、額等)

第2条 交際費は、議会運営その他儀礼的關係等により、議長が議会の代表として外部との交際のために要する経費について、社会通念上妥当と認められる範囲内で、別紙により支出することができる。

2 副議長又は常任委員会の委員長が、各種団体等からの案内に基づき、当該団体が主催する会合に、議長とともに、又は議長の代理で出席する場合は、別紙のうち①に該当するものについて、社会通念上妥当と認められる範囲内で、交際費を支出することができる。

(領収書等の整備、保管等)

第3条 議会事務局庶務課長は、前条の規定に基づき交際費を支出した場合は、支出にかかわる領収書等を整備し、保管しておかなければならない。ただし、領収書等を徴することができないものについては、この限りでない。

(支出実績の公表)

第4条 交際費の支出実績は、次に掲げる事項について、月ごとに集計し、当該月分を翌月の15日までに、仙台市議会のホームページに掲載して公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出金額

(見直し)

第5条 議長は、社会経済状況の変化を十分に考慮し、交際費の支出内容及び支出額について、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、議長において定める。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行し、同日以降の支出から適用する。

別紙

① 各種大会及び式典並びに各種団体の総会、懇親会等の会費

- ・会費の額が明示されている場合はその額。
- ・会費の額が明示されていない場合は、規模、実態、会場等の状況を勘案して実費相当分を支出する。

② 弔意に関する取り扱い

- ・弔意に係る交際費の支出等については、次に定める区分に基づくものとする。
- ・なお、次の定めによりがたい場合は、その者の功績、市への貢献度等を考慮して、その都度、協議のうえ決定するものとする。

対 象 \ 区 分	本 人			配偶者・子・父母		
	弔電	供花	香典	弔電	供花	香典
仙台市議会議員	○	○	○	○	○	○
仙台市議会議員待遇者	○	○	○	○	○	
議員待遇者以外の元仙台市議会議員	○	○	○			
他都市の議長	○	○				
他都市の議員（議長経験者）	○					
宮城県選出の国会議員	○		○			
仙台市選出の宮城県議会議員	○		○			
仙台市名誉市民	○	○	○			
仙台市市政功労者（議員待遇者以外）	○	○	○			
仙台市幹部職員（二役級）	○	○	○	○	○	
仙台市幹部職員（局長級）	○	○	○			
元仙台市幹部職員（二役級）	○	○	○			
仙台市議会事務局職員	○	○		○		

※ 供花は20,000円（税込）を標準とする。

※ 香典は10,000円を標準とする。義父母への香典は同居の場合に限る。

③ その他

- ・上記基準①または②に区分できないもので、議長が特に必要と判断したもの。
- ・支出額は、他との均衡を失しないよう配慮する。